

## 国外支配株主等に係る負債の利子等の損金算入に関する明細書

事業年度  
又は連結  
事業年度・  
・法人名  
( )

## 国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高

国外支配株主等に対する 負債に係る平均負債残高	1	円	国内の資金供与者等に対する 負債に係る平均負債残高	3	円
国外の資金供与者等に対する 負債に係る平均負債残高	2		国外支配株主等及び資金供与者等に に対する負債に係る平均負債残高 (1) + (2) + (3)	4	

## 国外支配株主等に係る負債・資本持分比率の計算

総資産の帳簿価額の平均残高	5	円	自己資本の額 ((7)と(8)のうち多い金額)	9	円
総負債の帳簿価額の平均残高	6		直接及び間接保有の株式等の保有割合 (別表十七(一)付表「4の計」)	10	%
差引金額 (5) - (6)	7		国外支配株主等の資本持分 (9) × (10)	11	円
資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	8		国外支配株主等に係る 負債・資本持分比率 (4) / (11)	12	倍

## 総負債・自己資本比率の計算

総負債に係る平均負債残高	13	円	総負債・自己資本比率 (13) / (9)	14	倍
--------------	----	---	--------------------------	----	---

## 類似法人の総負債・純資産比率の計算

租税特別措置法第66条の5第3項又は 第68条の89第3項の適用の有無	15	有・無	類似法人の総利付負債の額	19	円
類似法人の名称	16		類似法人の純資産の額	20	
類似法人の本店又は 主たる事務所の所在地	17		類似法人の総負債・純資産比率	21	倍
類似法人の事業年度又は連結事業年度	18	平 平 ・ ・ ・ ・	$\frac{(19)}{(20)}$ (小数点以下2位) (未満切上げ)	21	

## 損金不算入額の計算

国外支配株主等に対する 負債に係る負債の利子等の額	22	円	平均 負債 残高 超過 額	(4) - (11) × (3又は(21))	26	円
国外の資金供与者等に対する 負債に係る負債の利子等の額	23			(13) - (9) × (3又は(21))	27	
国内の資金供与者等に対する 負債に係る保証料等の額	24			(26)と(27)のうち少ない金額	28	
国外支配株主等及び資金供与者等に に対する負債に係る負債の利子等の額 (22) + (23) + (24)	25		損 金 不 算 入 額	(4) - (3) ≤ (11) × (3又は(21)) の場合 $(24) \times \frac{(28)}{(3)}$	29	
				(4) - (3) > (11) × (3又は(21)) の場合 $(24) + (25) - (24) \times \frac{(28) - (3)}{(4) - (3)}$	30	

## 別表十七（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の89《連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。  
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 2 「国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高1」、「国外の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高2」及び「国内の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高3」の各欄には、これらの負債について、当該事業年度又は連結事業年度のこれらの負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 3 「総資産の帳簿価額の平均残高5」には、措置法令第39条の13第21項第1号又は第39条の113第20項第1号（総資産の帳簿価額の平均残高）に規定する総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 4 「総負債の帳簿価額の平均残高6」には、措置法令第39条の13第21項第2号又は第39条の113第20項第2号（総負債の帳簿価額の平均残高）に規定する総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 5 「類似法人の総負債・純資産比率の計算」の各欄は、法人が、国外支配株主等の資本持分及び自己資本の額に係る各倍数に代えて、当該法人の当該事業年度又は連結事業年度終了の日以前3年内に終了した当該法人と同種（外国法人の場合には、当該外国法人の国内事業と同種）の事業を営む内国法人で事業規模その他の状況が類似するものの各事業年度又は各連結事業年度のうちいずれかの事業年度又は連結事業年度終了の日における総負債（措置法第66条の5第4項第3号に規定する負債の利子等の支払の基準となるものに限ります。）の額の同日における資本金、法定準備金及び剩余金の合計額に対する比率に照らし妥当と認められる倍数を用いる場合に記載します。この場合、その用いる倍数が妥当であることを明らかにする書類その他の資料を保存する必要があります。
- また、「類似法人の事業年度又は連結事業年度18」には、法人の当該事業年度又は連結事業年度終了の日以前3年内に終了した当該法人と同種（外国法人の場合には、当該外国法人の国内事業と同種）の事業を営む内国法人で事業規模その他の状況が類似するものの各事業年度又は各連結事業年度のうちいずれかの事業年度又は連結事業年度の倍数を用いる場合に、その倍数を用いる類似法人の事業年度又は連結事業年度を記載します。
- 6 「国外支配株主等に対する負債に係る負債の利子等の額22」、「国外の資金供与者等に対する負債に係る負債の利子等の額23」には、次の(1)及び(2)の費用のうち国外支配株主等又は国外の資金供与者等に対する負債に係るもの（その支払を受ける者の法人税の課税対象所得に含まれるもの）を除きます。）を記載し、「国内の資金供与者等に対する負債に係る保証料等の額24」には、次の(2)の費用のうち国内の資金供与者等に対する負債に係るもの（その支払を受ける者の法人税の課税対象所得に含まれるもの）を除きます。）を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- (1) 負債の利子（手形の割引料、社債発行差金その他経済的な性質が利子に準ずるもの）を含みます。）  
(2) 措置法令第39条の13第15項各号に掲げる債務の保証料又は債券の使用料
- 7 法人が措置法第66条の5第2項（特定債券現先取引等に係る負債がある場合の負債の利子等の損金不算入）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の89第2項（連結法人の特定債券現先取引等に係る負債がある場合の負債の利子等の損金不算入）の規定の適用を受ける場合の記載は、次によります。
- (1) 「国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高1」には、国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高から別表十七（一）付表「7の計」の金額を控除した残額を記載します。
- (2) 「国外の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高2」には、国外の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高から別表十七（一）付表「12の計」の金額を控除した残額を記載します。
- (3) 「国内の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高3」には、国内の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高から別表十七（一）付表「17の計」の金額を控除した残額を記載します。
- (4) 「総負債に係る平均負債残高13」には、総負債に係る平均負債残高から別表十七（一）付表「7の計」の金額、同表「12の計」の金額、同表「17の計」の金額及び同表「22の計」の金額の合計額を控除した残額を記載します。
- (5) 「類似法人の総利付負債の額19」には、類似法人の総利付負債の額から、措置法規則第22条の10の2（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例の類似法人の総負債の額から控除する金額）に規定する金額又は同規則第22条の75の2（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例の類似法人の総負債の額から控除する金額）に規定する金額を控除した残額を記載します。
- (6) 「国外支配株主等に対する負債に係る負債の利子等の額22」には、国外支配株主等に対する負債の利子等の額から別表十七（一）付表「9の計」の金額を控除した残額を記載します。
- (7) 「国外の資金供与者等に対する負債に係る負債の利子等の額23」には、国外の資金供与者等に対する負債に係る負債の利子等の額から別表十七（一）付表「14の計」の金額を控除した残額を記載します。
- (8) 「国内の資金供与者等に対する負債に係る保証料等の額24」には、国内の資金供与者等に対する負債に係る保証料等の額から別表十七（一）付表「19の計」の金額を控除した残額を記載します。
- (9) 「平均負債残高超過額」の各欄の記載については、「(4) - (11) × (3又は(21))」とあるのは、「(4) - (11) × (2又は(21))」と、「(13) - (9) × (3又は(21))」とあるのは、「(13) - (9) × (2又は(21))」として計算した金額を記載します。
- 8 措置法第66条の5の規定の適用を受ける法人が外国法人の場合にあっては、次により記載します。
- (1) 「国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高1」、「国外の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高2」、「国内の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高3」、「総資産の帳簿価額の平均残高5」、「総負債の帳簿価額の平均残高6」、「総負債に係る平均負債残高13」、「国外支配株主等に対する負債に係る負債の利子等の額22」、「国外の資金供与者等に対する負債に係る負債の利子等の額23」及び「国内の資金供与者等に対する負債に係る保証料等の額24」の各欄の負債、総資産、総負債及び負債の利子等の額は、それぞれ当該外国法人の国内事業に係るものと記載します。
- (2) 「資本金等の額又は連結個別資本金等の額8」には、当該外国法人の事業年度終了の日における法第2条第16号（定義）に規定する資本金等の額にその総資産の帳簿価額のうちに占める国内事業に係る資産の帳簿価額の割合を乗じて計算した金額を記載します。
- (3) 「直接及び間接保有の株式等の割合10」及び「(13) - (9) × (3又は(21)) 27」の各欄の記載は要しません。
- (4) 「国外支配株主等の資本持分11」には、「自己資本の額9」の金額を記載します。
- (5) 「損金不算入額」の各欄の記載については、次によります。
- 「(4) - (3) ≤ (1) × (3又は(21)) の場合」とあるのは、  

$$(24) \times \frac{(28)}{(3)}$$
- 「(4) - (3) ≤ (1) × (3又は(21)) の場合」と、  

$$(24) \times \frac{(26)}{(3)}$$
- 「(4) - (3) > (1) × (3又は(21)) の場合」とあるのは、  

$$(24) + ((25) - (24)) \times \frac{(28) - (3)}{(4) - (3)}$$
- 「(4) - (3) > (1) × (3又は(21)) の場合」として計算し  

$$(24) + ((25) - (24)) \times \frac{(26) - (3)}{(4) - (3)}$$
- た金額を記載します。